

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 8月27日

【会社名】 ソフトバンクグループ株式会社

【英訳名】 SoftBank Group Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 会長兼社長執行役員 孫 正義

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目 7番 1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 CFO 兼 CISO 兼 CSusO 後藤 芳光

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目 7番 1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 CFO 兼 CISO 兼 CSusO 後藤 芳光

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
発行価額の総額	921,867,600円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	922,020,000円

(注) 1. 本募集は、2021年 7月28日実施の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年7月28日に提出した有価証券届出書ならびに2021年8月3日、2021年8月10日、2021年8月13日および2021年8月16日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2021年8月27日に「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(ソフトバンクグループ株式会社2021年8月新株予約権証券)

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(ソフトバンクグループ株式会社2021年8月新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	1,528個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	1,062,876,800円 (注) 2021年7月27日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。
発行価格	<p>本新株予約権の発行価格は、本新株予約権の割当日(2021年8月27日)において、ブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、後記「新株予約権の目的となる株式の数」で定める付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げるものとする。)とする。</p> $C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>1株当たりのオプション価格(C) 株価(S)：2021年8月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段) 行使価額(X)：1円 予想残存期間(T)：3.1年とする。 株価変動性(σ)：割当日から予想残存期間分遡った過去の株価情報を用いて算出した株価変動率 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(2021年3月期の実績配当金)÷上記に定める株価 標準正規分布の累積分布関数(N(・))</p> <p>なお、上記により算出される金額は、本新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。</p>
	<省略>

<中略>

(注) 4. 本新株予約権の募集は、当社執行役員および従業員ならびに当社子会社従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員および従業員ならびに 当社子会社従業員	207名	1,528個

当社子会社には、当社孫会社が含まれます。

<訂正後>

発行数	1,524個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	921,867,600円
発行価格	604,900円
	<省略>

<中略>

(注) 4. 本新株予約権の募集は、当社執行役員および従業員ならびに当社子会社従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員および従業員ならびに 当社子会社従業員	206名	1,524個

当社子会社には、当社孫会社が含まれます。

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

新株予約権の目的となる株式の種類	ソフトバンクグループ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は152,800株が当初の上限となる。) ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率 また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」)を1円とし、これに、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,063,029,600円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。 なお、上記金額は、2021年7月27日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。
	<省略>

<訂正後>

新株予約権の目的となる株式の種類	ソフトバンクグループ株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は152,400株が上限となる。) ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率 また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」)を1円とし、これに、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	922,020,000円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,063,029,600	1,000,000	1,062,029,600

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。なお、上記金額は、2021年7月27日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。また、本新株予約権を引き受けようとする者は、本新株予約権の発行価額の総額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権(当社子会社に対する報酬債権につき当社が債務引受を行った場合の当該報酬債権を含む。)と本新株予約権の発行価額の総額の払込債務を相殺することをもって、本新株予約権を取得するものとします。

<後略>

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
922,020,000	1,000,000	921,020,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。また、本新株予約権を引き受けようとする者は、本新株予約権の発行価額の総額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権(当社子会社に対する報酬債権につき当社が債務引受を行った場合の当該報酬債権を含む。)と本新株予約権の発行価額の総額の払込債務を相殺することをもって、本新株予約権を取得するものとします。

<後略>